

レンタル約款

お客様（以下甲という）はトレック・ジャパン株式会社（以下乙という）のレンタル物件のご利用に際し、下記約款条項についてご了承いただくものといたします。

第1条（総則）

本レンタル約款は、甲と乙との間の当初のレンタル期間が12ヶ月以下の賃貸借契約（以下レンタル契約という）について、別に契約書類または、取り決め等による特約がない場合に適用します。

第2条（レンタル物件）

乙は甲に対し、乙から甲宛に発行するレンタル請書（以下請書という）記載のレンタル物件（以下物件という）を賃貸し、甲はこれを借り受けます。

第3条（レンタル契約期間）

レンタル契約期間は12ヶ月以下とし、乙の発行する請書記載の期間をレンタル契約期間とします。

第4条（レンタル期間の延長、及び途中解約）

1. レンタル期間が満了する日より3日以上前に甲から延長期間を定めてレンタル期間延長の申し出があった場合は、甲に本レンタル約款の違反がない限り乙はこの申し出を承諾するものとし、以後繰り返し延長する場合も同様とします。
2. 甲は特別な取り決めがない限り、レンタル期間中といえども事前に乙に通知の上、物件を乙の指定する場所に返還して、レンタル契約を解約することができます。

第5条（レンタル料）

1. 甲は乙に対し、乙からの請求により、請求書記載のレンタル料を請求書記載の支払期日までに乙の指定する銀行口座に振り込む方法により支払うものとします。
2. レンタル期間1ヶ月以上1年まで

1ヶ月	基本料金	7ヶ月	基本料金 x 60%
2ヶ月	基本料金 x 90%	8ヶ月	基本料金 x 55%
3ヶ月	基本料金 x 80%	9ヶ月	基本料金 x 50%
4ヶ月	基本料金 x 75%	10ヶ月	基本料金 x 48%
5ヶ月	基本料金 x 70%	11ヶ月	基本料金 x 47%
6ヶ月	基本料金 x 65%	12ヶ月	基本料金 x 45%

延長による13ヶ月以上のレンタルは基本料金 x 45%

3. レンタル期間1ヶ月未満

1週間	基本料金 x 30%
2週間	基本料金 x 60%
3週間	基本料金 x 80%
4週間	基本料金と同じ

レンタル契約の最低単価料金は、25,000円とします。

4. レンタル期間延長時のレンタル料金は、総レンタル期間（既使用期間 + 延長期間）に応じた割引率により算定された延長期間のレンタル料金を既使用期間のレンタル料金を加えた金額とします。
5. 第4条によりレンタル期間中に甲がレンタル契約を解約した場合のレンタル料金は、レンタル開始日からレンタル終了日までの期間に対し、上記第2、3項により算定された金額とします。
6. 乙は、基本料金及び前各号の割引率を諸般の事情により変更できるものとします。

第6条（レンタル物件の引渡し）

乙は甲に対し、甲の指定する日本国内の設置場所において物件を引き渡すものとします。

第7条（レンタル物件の引渡し及び返還に関わる諸費用）

物件の引渡しに関する費用は乙、返還に関する費用は甲の負担とします。但し、10,000円を超える費用が発生する場合は甲乙協議の上、決めるものとします。

第8条（担保責任）

1. 乙は甲に対して、引渡し時において、物件は正常な性能をそなえていることのみを担保し、物件の商品性または甲の使用目的への適合性その他については担保しません。
2. 甲が物件の引渡しを受けた2日以内に物件の性能の欠陥について乙に通知をしなかった場合、物件は正常な性能を備えた状態で甲に引き渡されたものとします。

第9条（担保責任の範囲）

レンタル期間内に甲の責によらない事由で生じた性能の欠陥により物件が正常に動作しない場合は、乙は物件を修理、または交換するものとします。

第10条（レンタル物件の使用保管）

1. 甲はレンタル物件を善良な管理者の注意をもって使用、保管し、これに要する費用は甲の負担とします。
2. 甲は事前に乙の書面による承諾を得なければ、次の行為をすることができません。
 - (1) 物件を第6条所定の設置場所以外に移動すること。
 - (2) 物件を第三者に譲渡し、転貸し、または改造すること。
 - (3) 物件に貼付された乙の所有権を明示する標識等を除去し、または汚損すること。
 - (4) 物件について質権及び譲渡担保権、その他賃貸人の所有権行使を制限する一切の権利を設定すること。
3. 甲は物件について他からの強制執行、その他法律的・事実的侵害がないように保全すると共に、仮にそのような事態が生じたときは、直ちに乙に通知し、かつ速やかにその事態を解消させるものとします。

第 11 条（レンタル物件の滅失・毀損）

甲の責に帰すべき事由により物件を滅失（修理不能、所有権の侵害を含む）または毀損（所有権の侵害を含む）した場合、甲は乙に対し、代替物件（新品）の購入代価相当額または物件の修理代価相当額を支払い、なお損害あるときはこれを賠償するものとします。

第 12 条（レンタル物件の使用地域）

1. 甲の物件使用地域は日本国内とします。
2. 甲が日本国外で使用する場合は速やかに乙に通知し承諾を受けるものとします。但し、この場合甲は輸出者として日本及び輸出関連諸国の輸出入関連法規を遵守し輸出を行うものとします。
3. 前項の場合、第 9 条、及び第 13 条は適用されないものとします。

第 13 条（保険）

1. 乙は物件に動産総合保険を付保します。
2. 物件に保険事故が発生した場合、甲は、乙に対しその旨を通知するとともに、乙の保険金受領手続きに必要な一切の書類を遅延なく交付し、保険金受領手続きに協力します。
3. 甲が前項の義務を履行し、乙が保険金を受領した場合、乙は甲に対し第 11 条規定の賠償義務について、受領保険金の限度でその義務を免除します。但し、甲が前項の通知義務、交付義務を怠り、または物件の滅失、毀損について故意または重過失がある場合はこの限りではありません。

第 14 条（ソフトウェア複製等の禁止）

甲は物件を構成するソフトウェア製品（以下ソフトウェアという）に関し、次の行為を行うことはできない。

1. 有償、無償を問わず、ソフトウェアを第三者に譲渡し、または第三者のために再使用権を設定すること。
2. ソフトウェアを物件以外のものに利用すること。
3. ソフトウェアを複製すること。
4. ソフトウェアを変更または改作すること。

第 15 条（乙からの解約）

乙は物件に第 8 条、第 9 条に定める性能の欠陥がある場合、物件に修理または取替えに過大な時間、または費用を要するときは、その旨を甲に通知して直ちに契約を解除することができます。

第 16 条（契約違反等による解除）

甲が次の各号の少なくとも一つに該当するに至った場合は、乙は催告しないでこの契約を解除することができ、この場合乙の甲に対する損害賠償の請求を妨げません。

1. 甲がレンタル料金の支払を 1 回でも延滞したとき、その他この約款条項に違反したとき。
2. 甲が営業の休・廃止・破産、解散のとき。
3. 甲が他の債務のために強制執行、保全処分、滞納処分を受け、または破産、民事再生、会社整理、会社更生等の申し立てを受け、またこれらの申し立てをしたとき。
4. 甲が支払を停止したとき。
5. 甲の営業が引き続き不振であり、または甲の営業の継続が困難であると乙が認めるとき。

第 17 条（レンタル物件の返還）

1. レンタル期間の満了、解除、解約その他の理由によりレンタル契約が終了した場合、甲は乙に対して直ちに物件を乙の指定する場所に返還するものとする。なお、物件に蓄積されたデータ（電子情報）がある場合には、そのデータを消去して返還するものとし、変換を受けた物件にデータが残存する場合、残存するデータの漏洩等に起因して甲その他第三者に生じた損害に関して乙は一切責任を負わないものとする。
2. 甲が前項の義務の履行を怠った場合、甲は乙に対し、レンタル期間の終了日の翌日から物件の返却日まで、1 ヶ月当たりのレンタル料金（基本料金）相当額の遅延損害金を支払うものとする。但し、1 ヶ月に満たない日数は 1 ヶ月とみなすものとします。

第 18 条（支払い遅延損害金）

甲が本レンタル契約に基づく金銭債務の履行を遅延した場合、甲は乙に対し、支払い期日の翌日より完済に至るまで年 14.6%の割合による支払い遅延損害金を支払うものとします。

第 19 条（消費税等の負担）

甲は乙に対し、レンタル期間開始時点のそれぞれのレンタル料金に対する消費税法所定の税率による消費税額をレンタル料に付加して支払うものとします。

第 20 条（協議解決）

甲及び乙が本契約及び個別契約の各規定に関し、疑義が生じたとき、もしくはこの契約に定めない事項については、両者誠意をもって協議の上、解決するものとします。

第 21 条（裁判管轄）

本レンタル契約についての紛争は、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の裁判所とすることに合意します。

第 22 条（特別管轄）

レンタル契約について、別途書面による特約を行った場合、その特約はレンタル契約と一体となり、レンタル契約を補完及び修正することを承認します。

第 23 条（付則）

本レンタル約款は、2007 年 9 月 25 日以降のレンタル契約について適用されます。